

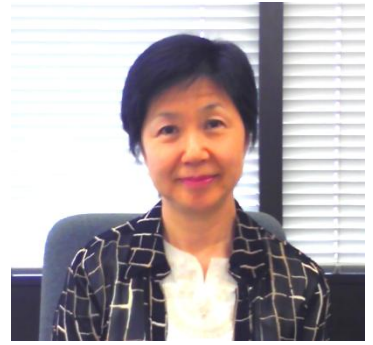
**厚生労働省で  
看護技官として働いてみませんか？**



2010

## 看護行政について

医政局看護課長  
野村 陽子



平成21年の通常国会で、保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正が行われました。今回の改正は議員立法ですが、約60年ぶりに国家試験の受験資格が変わり、また新人看護職員研修等の努力義務の規定が新たに盛り込まれました。この法律を所管する看護課では検討会を4つ運営し、また予算要求をして、看護教育や新人研修体制の充実に向けて課を挙げて施行準備を進めています。また、新型インフルエンザが世界的に広がり、我が国もその体制整備が5月の連休前から進められており、看護技官は地域保健、医療提供体制、国際機関との調整などの業務に携わっています。

看護技官は厚生労働省本省の17か所の課に配置されており、看護行政、医療安全、保健指導、介護保険、診療報酬などの分野で働いています。今、取り組んでいる課題は、前述した業務に加え、今年3月の診療報酬改定、生活習慣病対策に対する保健指導体制づくり、医療安全に関連した体制整備、訪問看護の推進、効果的な介護予防の体制づくり、児童虐待予防、精神障害者の社会復帰促進、介護施設のサービスの質の確保など多様な業務です。

厚生労働省は、医療、保健、福祉そして介護の制度を所管しており、これらの枠組みの中で、全国では137万人の看護職員によって“看護”が行われています。一般的に制度は時代の要請に対応して改善していくものですので、看護に関する制度についても各課に配属された看護技官が、事務官、医系技官等と一緒に政策を考え制度を改善していています。私は20数年間厚労省で働いていますが、この間に訪問看護制度や看護師等の人材確保法の創設、健康増進法改正などに関わり、看護職がその能力を発揮できる方向で制度づくりに参画できたことに、この仕事の魅力を感じています。

看護技官は組織の一員として業務に従事しますので協調性が求められますが、成果を出すためには、看護に対する情熱を持つ一方で、客観的に看護の課題が捉えられ新たな対策が考えられる柔軟な発想や研究的センス、そして精神的なタフさも必要です。また様々な分野の方々の意見を理解でき、国民の目線で物事を考えられるバランス感覚のある人材を求めています。

看護技官は毎年のように増員が行われており、配置される部署も拡大しています。このような行政の仕事を看護技官の一員として、国民が求める看護の仕組みをつくるために一緒に働いてみませんか。



<厚労省職員のバッジ>



<厚労省職員の証。身分証明書>

# 先輩からのメッセージ



病院では、内科・外科の混合病棟、さらに産科病棟で助産師として勤務しました。その後、看護についてさらに深めたいという思いから大学院へ進学したものの、その後の進路に悩んだ時期があり、ちょうどその頃、偶然にも、この看護技官採用のリーフレットを手にし、直感的に応募しました。

一年目は医政局看護課で主に助産師に関する看護行政に携わり、二年目から、妊産婦や乳幼児を対象とした母子保健の推進に関する事業、研修や研究に関する業務を行っています。今までに経験したことのない仕事ばかりで、当初は戸惑うことも多く、看護技官としての役割を果たしているか、不安に思う日々でしたが、国の行政に関わる者として広く視野を持つこと等、適切な助言を下される上司や温かい気遣いの同僚に支えられ、なんとか1年と少しが過ぎたところです。忙しい毎日ですが、生活者の視点を忘れず、看護を受ける人、提供する人にとって暮らしやすい社会作りに少しでも貢献できれば、と思っています。

平成20年度入省 雇用均等・児童家庭局 母子保健課 山口 道子 主査



入省して4年目、霞ヶ関の時間の流れにも慣れ、周囲に支えられながら、充実した毎日を過ごしています。

私は、市町村保健師、アメリカ留学の経験を経て、入省しました。入省後は、老健局老人保健課、保険局国民健康保険課を経て、現在は国際課で国際協力に関する事業や、新型インフルエンザ等の国境を越えた対策が必要な課題に関する仕事に携わっています。国際課は、比較的女性の割合も高く、様々な技官や事務官が日々前向きに意見を交わしており、とても明るく働きやすい職場です。また、各国省庁や国際機関との関わりを通じて、日本の厚生労働行政が国際社会に求められる役割の大きさを感じている日々です。厚生労働省は、私たちの生活や暮らしがより充実したものとなるよう様々な取り組みをしていますが、国際的な役割を担うこともその一つであり、そんな大きな目標に微力で間接的ながらも携われることに期待が膨らみます。

厚生労働省で、皆さんと一緒に働くことを楽しみにしています。

平成18年度入省 大臣官房国際課 山田 暢子 主査



私は、行政の保健師等の経験を経て入省し、健康局総務課保健指導室等を経て、今年度から社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室で仕事をしています。現在は、特に介護人材確保に関することや、社会福祉士、介護福祉士の国家試験や養成等に関する業務に携わっています。現在入省10年目で5ヶ所目の部署になりますが、看護技官の仕事は、分野・業務内容ともに多様なものと改めて思います。例えば、業務内容としては、広域的な視点での意見や判断を求められながらも、一方では非常に緻密な（地味な）文章の作成や確認作業をひたすら行う...、ということもあります。色々な意味で、臨機応変に対応できること、その場の空気を読むこと等が求められていると感じます。

私は、現在第二子出産を控え、現在3才の息子の育児をしながら働いています。必ずしも個人の努力で効率的に仕事をすれば済むという職場環境ではない中で、周囲の暖かい支援を得て仕事を続けています。

厚生労働省で一緒に働きませんか？

平成12年度入省 社会援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 劔物 祐子 介護技術専門官



## 看護技官の生活について

霞ヶ関の生活は、春と秋は国会、夏の概算要求、冬の予算成立等、政府のスケジュールが基本となります。国会会期中は、議員への説明や他部局との調整で、時には深夜まで国会用務が続くこともあります。また、厚生労働省の仕事は、災害、感染症等が発生すれば、国民の健康被害につながることもあるため、このような事態では緊急の対応が求められます。

そのためか？地下にあるコンビニは23時まで営業しています。26階のレストランは夜も営業しており、夜景を見ながら食事することができ、気分転換にもなります。その他、省内には書店もあります。

看護技官全体の勉強会はほぼ月1回開催しており、歓送迎会等も定期的に開催しています。課によっては、看護技官の1人配置もあるので、看護技官同士の「横のネットワーク」は大切にしています。



看護技官の懇親会も年に数回開催

# 看護技官からの各部局の紹介

## 医政局

### 看護課

保健師助産師看護師法に関することと看護師等の人材確保に関することが業務の柱です。中長期的な視点にたった看護基礎教育のあり方の検討や訪問看護の推進、助産師活用の推進等についても取り組んでいます。平成22年4月から、新人看護職員研修が保健師助産師看護師法等に努力義務として規定されることとなり、研修ガイドラインの策定や普及方策の検討を行っています。

看護技官は課長を含めて7名が配置されており、研修生を含めて省内で最も看護技官の多い課です。

### 総務課 医療安全推進室

医療の安全の確保は医療政策における最重要課題の1つです。医療の質と安全を向上させ、医療に対する国民の信頼を維持するために様々な施策に取り組んでいます。医療事故の原因究明と再発防止を目的とした制度の創設、安心して産科医療を受けられる環境を整備するための産科医療補償制度の運営支援、内服薬処方せんの記載方法の検討、医療安全に関連する研究事業の企画調整等、医療安全に関する業務を総合的に行っていきます。

### 研究開発振興課 治験推進室

平成19年度に策定された「新たな治験活性化5カ年計画」に基づき、革新的な医療の提供を可能とする治験・臨床研究実施体制を確保し日本発のイノベーションを創出することを目指して様々な施策に取り組んでいます。

「治験推進指導官」は課内唯一の看護技官で、我が国の治験・臨床研究の実施体制を改善するとともに被験者が安心して参加できる医療機関の体制整備等のための諸会議開催に関わる業務を行っています。また、人を対象として実施される看護を含む医学系研究である臨床研究の推進の一環として、研究倫理や被験者保護の一層の向上を図るための規範を記した「臨床研究に関する倫理指針」（平成20年厚生労働省告示第415号）の現場への周知等にも携わっています。

## 健康局

### 総務課 保健指導室

地域保健法等に基づき、地域住民の健康の保持増進を目的として、都道府県、市町村、職域等において活動している保健師が行う健康づくり事業や、保健指導等について、企画及び立案、指導を行っています。具体的には、平成20年度から実施されている特定健診・保健指導の質の評価や向上に関すること、人材育成及び人材確保、さらにそのための研修・教育に関することなど、総合的に業務を行っています。

### 疾病対策課 臓器移植対策室

臓器移植に関する法律等を所管しています。看護技官は、脳死下における臓器移植において、その公平性・透明性等を確保する観点から、実地検証及び検証会議の運営に参画しており、また、脳死下でのドナー家族の心情把握等を行い、臓器提供時の心理・社会的な問題を明らかにすることを通じて、今後のより良い移植医療の定着に資する方策等について検討しています。

## 大臣官房

### 国際課

途上国が抱える保健・労働・福祉分野の諸課題に対し、外務省やJICA等と連携を図りながら、ODAを通じて我が国の歴史や知見を踏まえた資金・技術協力をを行い、途上国の社会開発の推進等に取り組んでいます。

看護技官は主に、社会保障・社会福祉分野における人材育成の強化や技術協力プロジェクトの協議、国際看護等に関する業務を行っています。また、新型インフルエンザに関する海外情報の収集、国際会議に向けた省内連絡調整等にも携わっています。

### 厚生科学課

科学技術に関する総合的企画・調整を行うところで、看護技官は、その専門性を生かし、厚生労働科学研究費等に係る企画・評価を通してライフサイエンス分野の科学技術の推進を図ることが期待されています。

特に戦略型研究は、慢性疾患・健康障害を標的とし、その予防・治療介入及び診療の質改善等、行政施策に直結した成果を各所管課とともにめざす大規模な臨床介入研究であり、我が国の臨床研究の質の向上を図るチャレンジングな試みを行っています。



国会議事堂 何度も通います



## 雇用均等児童家庭局

### 母子保健課

母子保健法と母体保護法等に基づき、主に妊産婦、乳幼児を対象とした各種施策を立案、実施しています。看護技官は、市町村及び保健所が行う妊産婦及び乳幼児に対する訪問指導や健康診査等の母子保健事業の推進、21世紀の母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子21」の推進、妊産婦に優しい環境づくりを目指した「マタニティマーク」の普及や安心・安全なお産の体制づくりの支援、保健師・助産師・看護師等の技術向上のための研修等に従事しています。

### 総務課

#### 虐待防止対策室

虐待防止対策室では、児童虐待防止法及び児童福祉法に基づき、虐待の発生予防、早期発見・介入、保護・支援が切れ目なく実施されるよう児童相談所や市町村を中心に福祉・保健・医療の関係機関の対応を検討しています。児童虐待防止対策において、医療・保健の役割は大きくなるなかで、看護技官は、主に乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や養育支援訪問事業の推進、産後うつや精神障害を持つ母親への支援の検討、虐待対応医療機関の検討や死亡事例の検証等に中心的に携わっています。

## 社会・援護局

### 福祉基盤課

#### 福祉人材確保対策室

社会福祉士・介護福祉士の養成や人材確保が主な仕事です。看護技官は2名配属されており、現在緊急に対応しなければならない介護人材確保に関することや国家試験委託機関への指導・監督、外国人介護福祉士の受入等に関する業務を行っています。特に、介護技術等の内容について深い理解と判断が求められますので、介護福祉士、養成施設の教員や研究者等との連携を取り、実態を丁寧に把握しながら、制度が現場から離れないように政策に反映させるのも看護技官に求められている役割です。

### 障害保健福祉部

#### 精神・障害保健課

精神保健福祉施策は「精神保健医療福祉の改革ビジョン」（平成16年9月）に基づき、入院医療中心から地域生活中心へと大きな改革を進めており、精神科医療の機能分化・連携促進、退院促進・地域移行、地域保健医療福祉の充実強化、普及啓発推進等に取組んでいます。看護技官として、精神科看護の充実・強化、地域保健行政における精神保健業務推進の支援、ケアマネジメント推進、PSW等精神科領域のコメディカルの人材育成等に携わっています。



## 老健局

### 高齢者支援課

介護老人福祉施設、有料老人ホームの整備や運営基準、認知症対策、高齢者虐待防止等に関することが主な仕事です。介護老人福祉施設は、入所者の生活の質の向上や終の住処として役割を果たすことが課題となっています。特に、看護技官は、ユニットケアの推進、特養での介護・看護の連携によるケアや看取りへの対応、所管施設における新型インフルエンザ対策を含む感染症対策、研究事業、研修を円滑に実施するための他機関との連絡調整を主な業務としています。

### 老人保健課

老人保健課は、介護保険制度における要支援・要介護認定に関すること、介護報酬に関すること、介護予防に関すること、療養型病床の老人保健施設等への転換に関する業務等を所管しています。

看護技官は、これら業務のうち主に介護予防と介護報酬の訪問看護・療養通所介護等に関する業務を担当し、制度の運営及び改定等に係る技術的視点からの企画提案・助言、自治体及び関係機関職員等に対する制度説明のための全国規模での研修・会議等の企画運営、介護報酬上の技術評価に資する研究調査事業の企画・審査等に従事しています。



日比谷公園では四季を実感できます（写真のバックは厚労省）

# 保険局



## 総務課医療費適正化対策推進室

医療費適正化対策推進室は、高齢者医療確保法に規定する医療費適正化に関する施策（特定健康診査・特定保健指導の実施、療養病床の再編成等）を所管しています。

平成20年度から保険者に義務付けられた特定健診・保健指導に関しては、特定健康診査等実施計画その他の特定健診・保健指導に関する企画、立案等を行っており、特に看護技官は、健康局とも連携しながら円滑な保健指導の実施のための体制整備や保険者への助言、指導を行っています。

## 医療課

医療課は、保険医療機関や訪問看護ステーションの主な収入源である診療報酬等やその検討を行う中央社会保険医療協議会（中医協）に関すること及び、医療機関等の指導・監督が主な仕事です。

看護技官は安全で質の高い医療・看護を提供するために調査や研究を行ったり、医療現場に足を運んだりするなど、広い視点から医療・看護の提供について情報収集し、原則2年毎の診療報酬改定の準備を進めています。また、適正に診療報酬等の請求などが行われるよう地方厚生（支）局や医療機関等への指導も行っています。

## 国民健康保険課

国民健康保険の保険者（市町村国保や国保組合）および国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」と略す)の保健事業に関する助言・指導等を行うことが主な仕事です。

看護技官は2名体制で、市町村国保が実施する国保ヘルスアップ事業等の保健事業の企画・立案・評価や、平成20年度から義務化された特定健診・保健指導の円滑な実施に向けて、市町村国保、都道府県また国保連合会の体制整備、効果的・効率的な方策の検討などを行っています。平成20年度からは、「市町村国保における特定健診・保健指導に関する検討会」及びそれに関連するワーキンググループの運営にも携わっています。

## 看護技官の配属されている課

看護技官 配属部署

厚生労働省	大臣	副大臣	政務官	事務次官	厚生労働審議官				
大臣官房	人事課	総務課	会計課	地方課	国際課	厚生科学課			
医政局	総務課	政策医療課	指導課	医事課	歯科保健課	看護課	経済課	研究開発振興課	
						看護研修研究センター			
健康局	総務課	疾病対策課	結核感染症課	生活衛生課	水道課				
雇用均等・児童家庭局	総務課	雇用均等政策課	職業家庭両立課	短時間・在宅労働課	家庭福祉課	育成環境課	保育課	母子保健課	
社会・援護局	総務課	保護課	地域福祉課	福祉基盤課	援護企画課	援護課	業務課		
	障害保健福祉部	企画課	障害福祉課	精神・障害保健課					
老健局	総務課	介護保険計画課	高齢者支援課	振興課	老人保健課				
保険局	総務課	保険課	国民健康保険課	高齢者医療課	医療課	調査課			
関東信越厚生局	健康福祉部	健康福祉課	指導養成課	医事課	食品衛生課	保険課	年金課		
その他	独立行政法人医薬品医療機器総合機構								